

『新点数・介護報酬 Q&A レセプトの記載』 2024年6月版 正誤及び追補

(2024. 5. 10 現在)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示する。但し、下線等の訂正については「訂正箇所」欄に注釈で示す。

※追補は■印を付した。

※最新の正誤は太枠で示している。

頁	訂正箇所	誤	正						
43	上から7行目	13. 問 11 のア及び イ に、・・・	13. 問 11 のア及び ウ に、・・・						
106 ■	上から 8行目 (問 20 の回答)	20. 当該診療に要した時間に応じて、それぞれ以下のものから選択して記載する。 ・5分以上10分未満… …差し支えない。 (令和6年3月28日厚労省事務連絡・一部改変)	20. 当該診療に要した時間に応じて、それぞれ以下のものから選択して記載する。 ・5分 以上を超えて 10分未満… …差し支えない。 —(令和6年3月28日厚労省事務連絡・一部改変)— (令和6年4月26日厚労省事務連絡・一部改変)						
335	上から11行目	(3) 食事療養、生活療養、保険外併用療養費の内容及び・・・	(3) 食事療養、生活療養、保険外併用療養費、 別に厚生労働大臣が定める事項 の内容及び・・・						
617	上から12行目	下記のイを満たさない場合は、DPCからの退出を求められることとなる。	下記の ア・イ を満たさない場合は、DPCからの退出を求められることとなる。						
621	下から4行目の次に右を追加する。	(18) 医科点数表に新設された「その他(看護職員処遇改善評価料、入院ベースアップ評価料)」が算定できることとされた。							
635	上段の表の下から2つ目の上に右を追加する。	<table border="1"> <tr> <td>病理診断料</td> <td>第2節 病理診断・判断料</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>看護職員処遇改善加算、入院ベースアップ評価料</td> </tr> <tr> <td>入院時食事療養</td> <td>全て算定可</td> </tr> </table>	病理診断料	第2節 病理診断・判断料	その他	看護職員処遇改善加算、入院ベースアップ評価料	入院時食事療養	全て算定可	
病理診断料	第2節 病理診断・判断料								
その他	看護職員処遇改善加算、入院ベースアップ評価料								
入院時食事療養	全て算定可								

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認ください。

